

## 平成 26 年 4 月 1 日から消費税率が引き上げられます。

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

### 主な改正内容

#### 1 消費税収入の使途の明確化

国分の消費税収入については、毎年度、制度して確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（社会保障 4 経費）に充てるものとされました。

#### 2 消費税率の引上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり 2 段階で引き上げることとされました。

区分	適用開始日	現 行	平成 26 年 4 月 1 日	平成 27 年 10 月 1 日
消費税率		4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率		1.0%	1.7%	2.2%
合 計		5.0%	8.0%	10.0%

※経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

#### 3 税率引上げに伴う経過措置

適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとする経過措置が講じられています。

### 消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。

政府としては、消費税率の引上げに当たって、事業者の方々が円滑かつ適正に転嫁できるよう対策を講じており、転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されています。

同センターでは、下記専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームにより相談を受け付けています。

#### ○消費税価格転嫁等総合相談センター

〔専用ダイヤル〕 0570-200-123

〔受付時間〕 平日 9:00~17:00（平成 26 年 3 月・4 月は土曜日でも受け付けます。）

〔ホームページ URL〕 <http://www.tenkasoudan.go.jp>（24 時間受付）

〔相談受付内容〕 ①転嫁に関する問い合わせ ②広告・宣伝に関する問い合わせ

③消費税総額表示に関する問い合わせ ③便乗値上げに関する問い合わせ

### 総額表示義務の特例

消費者向けの価格表示については、税込価格を表示（総額表示）することが義務付けられていますが、平成 25 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間は、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じている場合に限り、税込価格を表示しなくてもよいとする特例が設けられています。

#### 特例を適用する場合の価格表示例

〇〇〇円（税抜き）

〇〇〇円（税別）

〇〇〇円（本体価格）

〇〇〇円+税